

香川県立保健医療大学再入学、編入学及び転入学規程

平成16年4月2日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学学則第12条第1項の規定に基づき、再入学、編入学及び転入学（以下「再入学等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学等の時期)

第2条 再入学等の時期は、学年の始めとする。

(再入学等の基準)

第3条 再入学等の基準は、原則として、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の第1年次以上を修了した者は、第2年次、第3年次又は第4年次に再入学する。
- (2) 大学の第2年次以上を修了した者は、第3年次に編入学する。
- (3) 他の大学・短期大学又は専修学校の専門課程を卒業した者は、第3年次に編入学する。
- (4) 他の大学の第2年次以上を修了した者は、第3年次に転入学する。

(出願書類)

第4条 本学に再入学等を志願する者（以下「再入学等の志願者」という。）が学則第12条第2項において準用する学則第9条の規定により提出する書類は、再入学・編入学・転入学願書及び次に掲げる書類（再入学の志願者にあつては第2号及び第3号に掲げる書類、編入学の志願者にあつては同号に掲げる書類を除く。）とする。

- (1) 履歴書
- (2) 成績証明書（出身大学・短期大学の学長又は出身専修学校の学校長が発行したものに限る。）
- (3) 転学志願許可書（現に在学する大学の学長が発行したものに限る。）
- (4) その他学長が必要と認めるもの

(既修得単位の取扱い)

第5条 再入学を許可された者が既に本学において修得した単位については、再入学が退学又は除籍後3年未満の場合にあつては全部を認定し、その他の場合にあつては学長が当該志願学科の学科長の意見を聴き、教授会の議を経て、認定する。

2 学長は、編入学又は転入学を許可された者が既に他の大学・短期大学又は専修学校において修得した単位について、当該志願学科の学科長の意見を聴き、教授会の議を経て、当該他の大学・短期大学又は専修学校の授業科目と本学の授業科目との類似性を勘案し、相当と認められる単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(成績の評価)

第6条 編入学又は転入学した者について単位を認定した授業科目の成績の評語は、認定とする。

附 則

この規程は、平成16年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。